

# 関連当事者の開示に関する会計基準（案）

平成 18 年 6 月 6 日  
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
会計基準	4
範 囲	4
用語の定義	5
開示対象となる関連当事者との取引の範囲	6
関連当事者との取引に関する開示	10
関連当事者の存在に関する開示	11
適用時期等	12
結論の背景	14
経 緯	14
目 的	15
関連当事者の範囲	16
関連当事者の判定規準	16
主要株主	17
その他の関係会社の親会社及び子会社並びに主要株主が過半数を所有する会社 等及びその子会社	18
親会社の役員	19
重要な子会社の役員	20
主要株主及び役員の近親者	21
従業員のための企業年金	22
共同支配投資企業及び共同支配企業	23
その他の関連当事者	24
開示対象となる関連当事者との取引の範囲	25
連結子会社と関連当事者との取引	25
連結財務諸表の作成にあたり相殺消去した取引	26
資本取引	27

無償取引及び低廉な価格での取引	28
外見上は第三者との取引である取引	29
取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引	30
役員報酬	32
連結会社が直接関わらない関連当事者同士の取引	33
関連当事者との取引に関する開示	34
取引条件	34
貸倒懸念債権及び破産更生債権等	36
関連当事者の存在に関する開示	37
親会社の名称等	37
重要な関連会社の財務情報	38
適用時期	39

## 目的

1. 本会計基準は、財務諸表の注記事項としての関連当事者の開示について、その内容を定めることを目的とする。
2. 関連当事者との取引は、会社と役員等の個人との取引を含め、対等な立場で行われているとは限らず、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがある。また、直接的な取引がない場合においても、関連当事者の存在自体が、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがある。関連当事者の開示は、会社と関連当事者との取引や関連当事者の存在が財務諸表に与えている影響を財務諸表利用者が把握できるように、適切な情報を提供するものでなければならない。
3. 平成 18 年 6 月 6 日に、本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。

## 会計基準

### 範囲

4. 本会計基準は、すべての会社の連結財務諸表又は個別財務諸表における関連当事者の開示に適用する。なお、連結財務諸表で関連当事者の開示を行っている場合は、個別財務諸表での開示を要しないこととする。

### 用語の定義

5. 本会計基準における用語の定義は次のとおりとする。
  - (1) 「関連当事者との取引」とは、会社と関連当事者との取引をいい、対価の有無にかかわらず、資源若しくは債務の移転、又は役務の提供をいう。また、関連当事者が第三者のために会社との間で行う取引や、会社と第三者との間の取引で関連当事者が当該取引に関して会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。
  - (2) 会社と関連当事者との取引における「会社」とは、連結財務諸表上は連結会社（連結財務諸表作成会社及び連結子会社をいう。以下同じ。）をいい、個別財務諸表上は財務諸表作成会社をいう。
  - (3) 「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者をいい、次に掲げる者をいう。

ただし、連結財務諸表上は、連結子会社を除く。また、個別財務諸表上は、重要な子会社の役員及びその近親者と、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社を除く。

親会社

子会社

財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社

財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社(以下「その他の関係会社」という。)並びにその親会社及び子会社

関連会社及び当該関連会社の子会社

財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者

財務諸表作成会社の役員及びその近親者

親会社の役員及びその近親者

重要な子会社の役員及びその近親者

からに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社

従業員のための企業年金(会社とは明らかに独立して運営されているものを除く。)

- (4) 親会社、子会社、同一の親会社を持つ会社、その他の関係会社、関連会社には、会社だけでなく、組合その他これらに準ずる事業体が含まれる。
- (5) その他の関係会社には、「共同支配投資企業」(財務諸表作成会社を共同で支配する企業)が含まれる。また、関連会社には、「共同支配企業」(財務諸表作成会社(連結財務諸表上は連結子会社を含む。))と他の独立した企業により共同で支配されている企業)が含まれる。
- (6) 「主要株主」とは、保有態様を勘案した上で、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有している株主をいう。
- (7) 「役員」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。
- (8) 「近親者」とは、配偶者、父母、兄弟、姉妹、祖父母、子、孫をいい、配偶者の父母、兄弟、姉妹、祖父母が含まれる。また、兄弟、姉妹、子、孫の配偶者も含まれる。

## 開示対象となる関連当事者との取引の範囲

6. 会社と関連当事者との取引のうち、重要な取引を開示対象とする。連結財務諸表においては、連結会社と関連当事者との取引が開示対象となり、連結財務諸表を作成するにあたって相殺消去した取引は開示対象外とする。
7. 無償取引や低廉な価格での取引については、独立第三者間取引であったと仮定した場合の金額を見積った上で、重要性の判断を行い、開示対象に含めるものとする。
8. 外見上は会社と第三者との取引であるが、名目的に当該第三者を経由したものであり、実質上の相手先が関連当事者であることが明確な場合には、開示対象に含めるものとする。

9. 関連当事者との取引のうち、以下の取引は、開示対象外とする。
- (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
  - (2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

### 関連当事者との取引に関する開示

10. 開示対象となる関連当事者との取引がある場合、原則として個々の関連当事者ごとに、以下の項目を開示する。
- (1) 関連当事者の概要
  - (2) 会社と関連当事者との関係
  - (3) 取引の内容。なお、外見上が第三者との取引である場合は、形式上の取引先名を記載した上で、実質的には関連当事者との取引である旨を記載する。
  - (4) 取引の種類ごとの取引金額
  - (5) 取引条件及び取引条件の決定方針
  - (6) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
  - (7) 取引条件の変更があった場合は、その旨、変更内容、当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
  - (8) 関連当事者に対する貸倒懸念債権及び破産更生債権等に係る情報(貸倒引当金繰入額、貸倒損失等)。なお、第5項(3)に掲げられている関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。

### 関連当事者の存在に関する開示

11. 親会社又は重要な関連会社が存在する場合には、以下の項目を開示する。なお、要約財務情報は、合算して記載することができる。
- (1) 親会社が存在する場合には、親会社の名称等の情報
  - (2) 重要な関連会社が存在する場合には、その名称及び当該関連会社の要約財務情報

### 適用時期等

12. 本会計基準は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度から適用する。ただし、本会計基準を平成19年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度から適用することができる。
13. 本会計基準の適用にあたり、日本公認会計士協会 監査委員会報告第62号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」については、改廃を検討することが適当である。

## 結論の背景

### 経緯

14. 我が国における関連当事者の開示は、これまで、特定の会計基準に基づくものではなく、証券取引法上の規則に基づき行われてきた。

平成2年以前、役員及び支配株主との取引の開示については、有価証券報告書等の「関係会社に関する事項」の中で行われていたが、平成2年6月に日米構造協議最終報告の中で、「関連当事者との取引の開示の充実」が盛り込まれ、関連当事者間の取引の開示範囲を米国財務会計基準書第57号「関連当事者」（以下「SFAS第57号」という。）と同様にすることとし、関連会社、主要株主、その他重要な関連当事者との取引まで開示範囲が拡充されることとなった。これに基づき、平成2年12月に証券取引法上の規則の改正が行われ、有価証券報告書等の「企業集団等の状況」に「関連当事者との取引」の項が設けられた。その改正理由としては、関連当事者との取引は、一般には見ることのできない条件で行われることがあり、その状況が財務諸表から容易に識別できないため、提出会社の財政状態や経営成績に及ぼす影響を、財務諸表利用者が適切に理解できるようにすべきであるという点が挙げられている。

その後、平成9年6月、企業会計審議会により公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において、「関連当事者との取引」を財務諸表の注記とする方針が示されたことを受けて、平成10年11月及び平成11年3月に証券取引法上の規則が改正され、「関連当事者との取引」は、連結財務諸表又は財務諸表の注記事項となり、監査対象になった。また、監査上の実務指針として、平成11年4月に日本公認会計士協会 監査委員会報告第62号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」が公表された。

このように、我が国の関連当事者の開示は、専ら、証券取引法上の規則に基づいて行われてきた。しかし、米国会計基準や国際財務報告基準などの国際的な会計基準では、会計基準の1つとして位置付けられている。また、関連当事者の定義や開示する取引範囲などについては、我が国の現行の財務諸表等規則及び連結財務諸表規則（以下「証券取引法関係規則」という。）と国際的な会計基準には差異が見られる状況にある。

こうした中、関連当事者の開示については、いわゆる「純粹持株会社」（主にグループ全体の経営戦略の立案及び子会社管理に専念し、株式所有を通じて、実際に製造・販売などの事業活動を行う会社を支配する会社をいう。以下同じ。）の増加を踏まえて見直すべきではないかという指摘があることに加え、平成17年3月から開始した当委員会と国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトでの検討項目とされた。このため、当委員会では、証券取引法関係規則と国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」（以下「IAS第24号」

という。)及びSFAS第57号との比較検討等を行った上で、差異のある点についてコンバージェンスに向けた協議をIASBと重ねてきた。その結果、双方で所要の対応を図ることとなり、当委員会は会計基準として整備することとした。

## 目 的

15. 本会計基準の目的は、関連当事者の開示に係る内容を定めることとしている。現行の証券取引法関係規則では関連当事者との取引に関する開示を規定していることから、会計基準上の開示内容も関連当事者との取引に限定すべきという意見がある。しかし、親会社等の情報は、会社の財務諸表を理解する上で有用な情報と考えられるため、国際的な会計基準と同様に、関連当事者との取引の開示だけでなく、関連当事者の存在に関する開示として、親会社等の情報も含めることとしている(第2項参照)。

なお、関連当事者の開示は財務諸表の注記情報であることから、コーポレート・ガバナンスに関する側面は、副次的な位置付けとしている。

## 関連当事者の範囲

### 関連当事者の判定規準

16. 関連当事者の開示について適切な開示を求める観点から、関連当事者の範囲は形式的に判定するのではなく、実質的に判定する必要がある。

### 主要株主

17. 主要株主とは、一般的には、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有している株主であるが、本会計基準では、証券取引法第163条第1項に規定する主要株主と同様、保有態様等の事情から主要株主には該当しない者を除外することとしている。この点について、SFAS第57号では、財務諸表作成会社の議決権の10%以上を保有する株主名簿上の株主又は知れたる株主としている。一方、IAS第24号では、重要な影響を及ぼしているか否かに基づき判断することとしており、主要株主を関連当事者としていない。

検討の結果、主要株主については、米国会計基準では関連当事者としており、また、現行の証券取引法関係規則と異なる定義を設ける必要性は乏しいと考え、本会計基準では、証券取引法関係規則の取扱いと同様とすることとしている(第5項(3)及び同項(6)参照)。

## その他の関係会社の親会社及び子会社並びに主要株主が過半数を所有する会社等及びその子会社

18. 現行の証券取引法関係規則と同様に、その他の関係会社の親会社及び子会社、主要株主が議決権の過半数を所有する会社等及びその子会社も関連当事者として明示してい

る（第5項(3)及び参照）。その理由としては、関連当事者の範囲を可能な限り明確にすること、その他の関係会社の子会社並びに主要株主が議決権の過半数を所有する会社等及びその子会社は、その他の関係会社や主要株主の強い意向を受けて取引を行っている場合も多いと考えられ、その他の関係会社や主要株主の取引として開示すべき取引をその子会社などに移管することなどによる開示回避行為を防止することが挙げられる。

### **親会社の役員**

19. 親会社の役員の子会社への影響力は大きい場合があることや、IAS第24号においては親会社の役員が関連当事者の範囲に含まれていることを踏まえ、親会社の役員を関連当事者の範囲に含めることとしている（第5項(3)参照）。

### **重要な子会社の役員**

20. 子会社の役員と連結会社との取引が、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす場合もあることから、子会社の役員を関連当事者の範囲に含めるかどうかについて検討を行った。例えば、財務諸表作成会社が純粋持株会社の場合において、実質的に事業活動を行っている子会社の経営に従事している役員が当該子会社と取引を行っているケースが考えられる。

この点について、一律に子会社の役員を関連当事者の範囲に含めると、多数の子会社を有する場合には、役員的人数が非常に多くなり、過度な情報収集の負担を財務諸表作成者に強いることにもなりかねず、持株会社が直接議決権を有する子会社に範囲を限定すべきであるという意見がある。その一方、会社グループには様々な形態があるので、例えば、連結財務諸表に対する影響の大きい孫会社が除かれるのは適当ではないという意見がある。

検討の結果、関連当事者の開示の趣旨を踏まえ、企業グループの事業運営に強い影響力を持つ者が子会社の役員にいる場合には、当該役員も対象としている。例えば、財務諸表作成会社が純粋持株会社の場合には、企業グループの事業運営の中核となる会社が子会社となるので、当該中核となる子会社の役員は対象となると考えられる（第5項(3)参照）。

### **主要株主及び役員の子会社の役員**

21. 主要株主及び役員の子会社の役員の子会社の役員については、IAS第24号の規定に合わせて、配偶者などを例示した上で、主要株主又は役員に影響を与える又は影響を受けると予測される親族という形で規定すべきという意見がある。しかし、このような方法での親族の規定では、実務に適用するにあたり、対象者の範囲の特定が難しいと考えられる。また、現行の証券取引法関係規則と異なる定義を設ける必要性も乏しいと考えられる。



検討の結果、開示対象を可能な限り明確化する観点から、現行の証券取引法関係規則と同様、役員の子親者として二親等内の親族を明示することとしている（第5項(3)及び同項(8)参照）。

### 従業員のための企業年金

22. 国際的な会計基準では、従業員のための退職給付制度( IAS 第 24 号)や従業員の便益のための信託財産(SFAS 第 57 号)を関連当事者として規定している。これらは、会社経営者が実質的に従業員のための企業年金を支配している場合や、企業年金から取締役が送られている場合などを想定したものであり、明らかに独立して運営されている企業年金は対象外としていると考えられる。

我が国における従業員のための企業年金には、確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度、適格退職年金制度（平成 24 年 3 月末で廃止）、厚生年金基金制度などがある。我が国における従業員のための企業年金が関連当事者に該当し、かつ当該企業年金との取引が開示対象となるのは、年金資産の自家運用を行い、また、資金運用の一環として当該企業グループと取引を行っているような場合であると考えられる。また、海外の連結子会社まで含めた場合、諸外国における従業員のための年金制度は、我が国における従業員のための年金制度と同一であるとは限らない。米国の実際の開示例では、企業年金が当該会社に不動産を賃貸している場合があげられている。

検討の結果、我が国における年金資産の自家運用や、海外の連結子会社における従業員のための企業年金まで含めて考えた場合に、国際的な会計基準が関連当事者との取引に該当するとしている考え方を否定できないことから、会社とは明らかに独立して運営されているものを除き、関連当事者の範囲に含めることとしている(第5項(3)参照)。なお、従業員のための企業年金への会社からの拠出金は、関連当事者の開示の趣旨に鑑み、開示対象の取引には該当しないと考えられる。

### 共同支配投資企業及び共同支配企業

23. 「企業結合に係る会計基準」において、新たに共同支配投資企業と共同支配企業が定められたことを踏まえ、IAS 第 24 号と同様に関連当事者として明記することとし、共同支配投資企業はその他の関係会社、共同支配企業は関連会社に含まれることを明らかにしている（第5項(5)参照）。

### その他の関連当事者

24. 現行の証券取引法関係規則では、関連当事者を具体的に列挙して定義する方法を採用しているが、列挙した者以外に、関連当事者の開示の目的に照らして開示すべき対象者が生じる可能を否定できないことから、包括的な規定を設けるべきであるという意見がある。例えば、創業者一族など、役員を辞めてからも経営に強い影響力を持つ者

が存在し得るからである。

しかし、この例の場合は、実質的な判定を行うことを明確にすることで、「役員に準ずる者」に含まれるものと考えられる。また、本会計基準で規定している関連当事者の範囲は、IAS 第 24 号と可能な限り合致させる方向で検討を行った結果、現行の証券取引法関係規則よりも拡大することとなる。さらに、子会社や関連会社については、国際財務報告基準と同様、支配力基準及び影響力基準も加味して定義付けられている。

これらの点を踏まえ、現行の証券取引法関係規則や IAS 第 24 号と同様、包括的な規定としての「その他の関連当事者」は設けないこととしている。

## 開示対象となる関連当事者との取引の範囲

### 連結子会社と関連当事者との取引

25. 連結財務諸表上、連結子会社と関連当事者との間に取引がある場合には、IAS 第 24 号や SFAS 第 57 号と同様、開示対象に含めることとしている(第 6 項参照)。その結果、例えば、組織再編で純粋持株会社を設立した場合、財務諸表作成会社であった事業会社が純粋持株会社の連結子会社となり、それまで開示されていた関連当事者との取引が開示されなくなるという問題も解消されることが考えられる。

### 連結財務諸表の作成にあたり相殺消去した取引

26. 連結財務諸表を作成するにあたって相殺消去した取引を開示することは、企業集団内の資金の流れをはじめ、各種取引の流れの全体像を把握できることとなり、経営者と同じ視点で当該企業集団の状況を把握することが可能になるという意見がある。また、我が国では、子会社の債務を親会社が連帯して責任を負わないなど親子一体の法制になっていないことを踏まえ、親子間取引の開示のあり方を検討すべきであるという意見がある。

しかし、連結財務諸表上の関連当事者との取引の開示は、連結財務諸表にどの程度の影響を与えているかについての情報を財務諸表利用者に提供するものである。また、国際的な会計基準も連結財務諸表上では開示対象としていない。

これらの点を踏まえ、連結財務諸表上では、連結財務諸表の作成にあたって相殺消去した取引を関連当事者との取引の開示から除外することとしている(第 6 項参照)。

### 資本取引

27. 資本取引については、現行の証券取引法関係規則と同様、開示対象の取引に含めることとしている。開示対象となる取引は、会社と関連当事者との間での増資の引受けと自己株式の取得であるが、公募増資は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引(第 9 項(1)参照)に該当し、開示対象外の取引と考えられる。なお、関連当事者との取引に関する開示項目で求められている期末残高の開示は、資本取引の性格

を踏まえ、求められていない。

#### **無償取引及び低廉な価格での取引**

28. 関連当事者との無償取引（無利子貸付や寄付など）や、有償取引における低利貸付などのように取引金額が時価に比して著しく低い場合には、財務諸表に影響を及ぼし、投資判断情報として重要な場合がある。したがって、無償取引及び低廉な価格での取引については、実際の取引金額ではなく、第三者間取引であったと仮定した場合の金額を見積った上で重要性の判断規準を適用することとしている（第7項参照）。

#### **外見上は第三者との取引である取引**

29. 現行の証券取引法関係規則上の取扱いと同様、本会計基準では、取引の実質的な相手先が関連当事者に該当することが明らかな場合には、関連当事者との取引とすることとしている（第8項参照）。これは、第三者との取引が名目的・形式的な場合において適用されるものである。

#### **取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引**

30. IAS 第24号のように、金融機関や政府関係機関など、取引の相手先が誰であるかに基づいて検討する方法を採用して、開示対象外の取引を定めることも考えられる。しかし、例えば、関連当事者の定義に該当する金融機関がある場合に、借入などの多額の相対取引を開示対象外とすると、企業経営に多大な影響を及ぼす可能性のある資金貸借取引が開示されないおそれがある。また、関連当事者に該当する政府関係機関や公共事業体などとの取引を開示対象外とした場合には、補助金や利子補給などに関する重要な取引の開示が行われないおそれがある。

本会計基準では、このような点を踏まえ、現行の証券取引法関係規則や SFAS 第57号と同様、取引に焦点を当てて、開示対象外の取引を定めている（第9項参照）。

31. また、取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引（第9項(1)参照）を除き、第三者との取引と同等な条件（以下「一般的な取引条件」という。）であっても開示は省略できないこととしている。これは、一般的な取引条件に該当するかどうかの判断が難しく、恣意的な判断が介入する余地があると考えられるためである。

#### **役員報酬**

32. 役員報酬の開示については、その必要性が国内外で認識されているが、会計情報として位置付けるかどうかについての考え方は分かれている。国際的には、IAS 第24号では主要な経営陣の報酬総額と報酬内容の内訳の記載を関連当事者の開示として求めているが、SFAS 第57号では求めておらず、米国では非財務情報として開示されている。我が国においても、例えば、現行の証券取引法上の規則（「企業内容等の開示に関する

内閣府令」。以下「開示府令」という。)では、非財務情報であるコーポレート・ガバナンスに関する情報の中で役員報酬の内容の開示を規定している。

検討の結果、我が国や米国での役員報酬に関する現行の開示方法を考慮して、本会計基準では開示対象外としている(第9項(2)参照)。

### **連結会社が直接関わらない関連当事者同士の取引**

33. 組織再編により形成された共同支配企業を含む関連会社は連結会社に該当しないが、関連会社とその他の関連当事者との取引で、明らかに連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは開示する必要があるという意見がある。また、関連会社相互間の取引とその後の当該関連会社と連結会社との取引に連続性があり、かつ取引依存度が高い場合には、関連会社相互間の取引の開示が必要であるという意見もある。

しかし、連結会社が直接関わらない関連当事者間の取引については、連結財務諸表に与える影響が軽微な場合が多いと考えられることや、正確かつ網羅的な情報の入手が困難であることなどから、現行の証券取引法関係規則同様、開示対象外としている。

### **関連当事者との取引に関する開示**

#### **取引条件**

34. 取引条件については、関連当事者との取引が会社の財務諸表にどの程度の影響を与えているかを理解する上で有用な情報であるため、現行の証券取引法関係規則や国際的な会計基準と同様、開示を求めることとしている(第10項(5)参照)。
35. 競争的で自由な取引市場が存在しない場合に、取引条件について独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行われた旨を記載するには、第三者との取引と比較して同等の取引条件であることを要すると考えられる。

#### **貸倒懸念債権及び破産更生債権等**

36. 関連当事者との取引による貸倒懸念債権、破産更生債権等に関する情報は、開示することにより信用不安を発生させる可能性があるため、開示すべきではないという意見がある。しかし、投資判断情報として有用な情報であると考えられ、かつ、IAS第24号では開示が求められている。また、我が国の現行実務においても、関連当事者との取引の中で開示されているケースがみられる。これらの点を踏まえて、本会計基準では開示を求めることとしている。なお、開示方法については、上記の指摘も考慮して、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができることとしている(第10項(8)参照)。

### **関連当事者の存在に関する開示**

#### **親会社の名称等**

37. 親会社の存在の有無は、投資意思決定にあたって有用な情報であると考えられるため、IAS 第 24 号や SFAS 第 57 号と同様、親会社の名称等の開示を求めていることとしている(第 11 項(1)参照)。なお、IAS 第 24 号では、財務諸表利用者における親会社の財務情報の把握も想定しているものとみられるが、我が国でも、上場会社等においては、現行の開示府令で親会社の財務情報等の開示が求められているので、親会社の財務情報を投資判断情報として利用できるものと考えられる。

### **重要な関連会社の財務情報**

38. 連結財務諸表上、重要な関連会社(共同支配企業を含む。)への投資については、持分法(持分法に準ずる方法を含む。)で開示されており、現行の開示の枠組みの下では、これらの情報に関する追加開示を求めることは必ずしも適切ではないという意見がある。その一方、重要な関連会社の業績が悪化した場合には、その企業集団の財政状態や経営成績に多大な影響を及ぼす可能性があり、財務情報の開示が必要であるとする意見がある。また、共同支配企業に関しては、その形成の際に移転した資産及び負債については当該共同支配投資企業の連結財務諸表には表示されなくなることから、財務情報の開示が必要であるという意見もある。この点について、米国では会計原則審議会意見書第 18 号(APB 第 18 号)「持分法による普通株式投資の会計」で、国際財務報告基準では IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」と IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」において、共同支配企業を含む関連会社に関する要約財務情報の注記開示を求めている。

検討の結果、国際的な会計基準での開示も参考にして、重要な関連会社については、本会計基準の中で要約財務情報の開示を求めるとした(第 11 項(2)参照)。

### **適用時期**

39. 関連当事者の範囲拡大に伴い、財務諸表作成者においてシステム対応等の受入準備が必要であることを考慮して、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度から適用することとしている。ただし、受入準備が整っている場合には、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度からの適用することもできることとしている。

以 上